

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と業務の内容を表示しています。

指定の番号	長崎県知事第 1 号
指定の有効期間	令和 3 年 6 月 13 日から令和 8 年 6 月 12 日まで
機関の名称	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
主たる事務所の住所	長崎市元船町 1 7 番 1 号 電話番号 095 (825) 6944
代表者氏名	理事長 宮原 和明
業務区域	長崎市、諫早市、大村市、西彼杵郡長与町及び西彼杵郡時津町
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号)第 1 5 条第 1 号、第 2 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる区分
取り扱う建築物等	1 確認検査の業務を行う範囲は、建築物の敷地が長崎県建築基準条例（昭和 4 6 年 7 月 1 6 日長崎県条例第 5 7 号）第 3 条の規定に適合し、床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内の次に掲げる建築物の建築等に係る確認並びに同第 7 条の 4 及び第 7 条の 2 に規定する検査とする。 (1) 法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する建築物のうち木造の建築物（地階を除く階数が 3 以上であるもの及び高さが 1 6 メートルを超えるものを除く。）の一戸建て住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分 1 以上であるもの又は 5 0 平方メートルを超えるものを除く。） (2) 法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する建築物のうち、令第 1 3 6 条の 2 の 1 1 第 1 号に掲げる建築物の部分に有する建築物として法第 6 8 条の 1 0 第 1 項又は第 6 8 条の 1 1 第 1 項の規定に基づき認定又は認証を受けた一戸建ての住宅 (3) 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する建築物のうちの一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分 1 以上であるもの又は 5 0 平方メートルを超えるものを除く。） (4) 一戸建ての住宅の敷地内における物置等の附属建築物 (5) 一戸建ての住宅の敷地内における令第 1 3 8 条第 1 項第 5 号に該当する擁壁（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 12 条第 1 項の規定による許可を受けなければならない擁壁を除く。） 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 3 号から第 7 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。 (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者 (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。） (3) 第 1 号に掲げる者の親族 (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。） (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等 (6) センターの親会社等 (7) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 3 号に該当する関係を除く。）を有する者
実施する業務の態様	建築確認又は完了検査若しくは中間検査